

観光施設における心のバリアフリー認定制度要綱

第1 目的

本要綱は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の改正に伴い、観光庁において観光施設のバリアフリー情報の提供を促進する仕組みを構築することとなったことを受けて創設する「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、観光施設が積極的にバリアフリー対応に取り組んでいることを認定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 認定対象施設

観光庁による観光施設の認定（以下「認定」という。）を受けられる施設は、以下に掲げるものとする。

1. 宿泊施設（以下のいずれかに分類される施設）
 - ①旅館業法（昭和23年法律第138号）上の営業許可を得ている施設
 - ②国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）上の認定を受けている施設
 - ③住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）上の届出をしている施設
2. 飲食店（食品衛生法（昭和22年法律第233号）上の営業許可（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）を得ている施設）
3. 観光案内所（日本政府観光局から外国人観光案内所の認定を受けている施設等）

第3 認定基準

認定を受けようとする施設は、以下に掲げる基準をすべて満たさなければならない。

1. 備品の備付け、貸出等により施設内の段差解消やコミュニケーションの円滑化を図る取組等施設のバリアフリー性能を補完するための措置を3つ以上行い、高齢者、障害者等が施設を安全かつ円滑に利用できるような工夫を行っていること。
2. 施設の従業員に対し、高齢者、障害者等へのコミュニケーションやサポートの仕方に関する研修を実施すること等バリアフリーに関する教育訓練を年に1回以上行っていること。
3. 自らのウェブサイト以外のウェブサイトで、施設のバリアに関する情報などのバリアフリー情報を、積極的に発信していること。

第4 申請方法及び申請先

認定を受けようとする施設は、申請書（別紙1）及び以下に掲げる資料を添付し、メール又は郵送にて下記の送付先に送付するものとする。なお、申請に際し提出された資料は返却しない。

1. 本要綱第2に掲げる認定対象施設であることを証する資料
 - ①本要綱第2に掲げる施設のうち1. ①及び2. においては、営業許可証の写し

- ②本要綱第2に掲げる施設のうち1. ②においては、認定を受けていることが分かる書類等の写し
(自治体が発行していない場合は提出を要しない。)
- ③本要綱第2に掲げる施設のうち1. ③においては、自治体から発行された通知書等の写し
(自治体が発行していない場合は提出を要しない。)
- ④本要綱第2に掲げる施設のうち3. においては、活動の実態が分かる資料
2. 本要綱第3に掲げる認定基準を満たす取組を実施していることが分かる資料
- ①本要綱第3に掲げる基準のうち1. に該当する取組については、各取組の具体的な内容が分かる写真等の資料
- ②本要綱第3に掲げる基準のうち2. に該当する取組については、実施した教育訓練の内容や日時が分かる資料
3. その他、観光庁が審査に際して必要と判断したもの

(メールにて送付する場合の送付先)

hqt-kanko-bfnintei@mlit. go. jp

(郵送する場合の送付先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁観光産業課 観光施設における心のバリアフリー認定制度 担当宛

第5 認定

観光庁長官は、本要綱第2の要件に掲げる認定対象施設から、本要綱第4に定める方法による申請があり、審査の結果、本要綱第3に定める認定基準を満たすと認めた場合には、認定を行うとともに、認定した旨を当該申請者に通知するものとし、認定を受けた施設（以下「認定施設」という。）の名称及び所在地を観光庁のウェブサイトにおいて公表するものとする。

第6 認定マーク

- 1 認定施設は、自施設のPRを目的として、観光庁観光産業課が別に定める認定マークを使用することができる。
- 2 認定施設が認定マークを使用するにあたっては、観光庁観光産業課が別に定める「観光施設における心のバリアフリー認定制度の認定マーク使用要綱」（以下「認定マーク使用要綱」という。）を遵守するものとする。

第7 認定の更新

- 1 認定施設の認定期間は、当該認定の日から起算して5年間とする。観光庁は、当該認定施設の認定期間満了時点において、本要綱第3に掲げる認定基準を満たしていると確認できる場合に限り、認定の更新を行うものとする。
- 2 認定施設が認定の更新を受けるにあたっては、認定期間が満了する30日前までに、認定期間中の施設の取組状況等を踏まえて申請書（別紙1）及び必要な添付資料を再度作成し、提出するものとする。

第8 認定施設に対する調査

認定施設に対しては、施設の実態を把握するため、必要に応じて施設に関する情報の提供及び観光庁による実地調査等への任意の協力を求めることがある。

第9 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合、認定期間の途中であっても、認定を取り消すことがある。

1. 申請書または関係資料に虚偽の記載があった場合
2. 認定施設が認定マークを認定マーク使用要綱に定める条件に反して使用した場合
3. 認定施設において認定基準を満たした継続的な活動が困難となった場合
4. 認定施設が正当な理由なく、本要綱第8に基づく調査等に協力しない場合
5. 観光庁長官が本認定制度の円滑な遂行に際して必要と認める場合

第10 留意事項

- 1 認定施設は、認定を受けた後、営業形態の変更、営業の停止又は廃止、申請書及び関係資料の変更があった場合、並びに本要綱第9の3.に該当することとなった場合には、速やかに観光庁観光産業課に連絡することとする。
- 2 本要綱は、必要に応じて改定することがある。